

平成 27 年第 3 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 27 年 3 月 26 日)

召集年月日 平成27年3月26日(木)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成27年3月26日 午後3時00分

閉会 平成27年3月26日 午後4時45分

出席委員(15名)

1番	山本 修	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	小川宗一	14番	石橋高志
16番	猿橋 巧	17番	小間美也子	18番	吉岡靖夫
19番	藤原義隆	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(7名)

2番	山本 治	10番	渡辺俊策	11番	東 茂正
12番	木村正行	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
20番	小畑信幸				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地所有権移転許可申請審議について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権権設定許可申請審議について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権権設定許可申請審議について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農地利用集積計画審議について

議案第9号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

報告第3号 賃借料情報について

報告第4号 おおい町農業委員会の「平成26年度の活動の点検・評価」及び「平成27年度の目標と活動計画」について

報告第5号 農地変換届(名田庄三重)

報告第6号 農地変換届(万願寺)

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、18番吉岡委員におかれましては、土地改良区の理事の改選によりまして3月17日付で任期満了により退職されたことから、農業委員も同時に離職となります。後任の土地改良区推薦理事につきましては決まり次第ご報告いたします。

本日は、2番山本委員、10番渡辺委員、11番東委員、12番木村委員、13番山下委員、15番栗谷委員、20番小畑委員の7名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案と報告4件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成27年第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の5議案と報告事項4件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、21名のうち14名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、21番 田中委員さんと1番 山本委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

- 局長 はい、議長
議案第5号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が、姉のおおい町〇〇〇〇〇〇氏へ田2筆を贈与により譲り渡すものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。
- 書記 はい、議長
(議案資料説明)
この議案第5号の申請経緯につきまして説明いたします。
譲受人〇〇氏は〇〇歳、譲渡人〇〇氏は〇〇歳で姉と弟です。
今回の申請以前に、平成〇〇年〇月〇〇日付けにより、畑〇〇㎡の所有権移転の申請がありまして、高齢であっても畑はできると判断され、平成〇〇年〇月〇〇日付で委員会の所有権移転許可が出ております。
今回は田2筆を〇〇氏へ贈与したい申請でございます。
- 議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。
- 小川委員 はい、議長
- 小川委員 本案につきましては、20日の午前中、渡辺委員と現地を確認する前に、事務局より申請の経緯の説明を受け、現地を確認してまいりました。
申請地は二筆とも、秋起こしがされ、しっかり手入れがされておりました。
- 議長 事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、審議につきましてご意見、ご質問ございませんか。
- 次長 先ほど書記が経緯を説明いたしましたが、委員のみなさんにご意見をいただければと思います。
- 猿橋委員 今後は贈与の相手が高齢であるようなケースが多々出てくると思われます。
- 局長 3条の目的は不耕作にせず耕作する事が目的なので、どう判断されるか。
- 藤原委員 適正に管理されるのであれば、認めてよいのでは。

次 長 基盤強化法に基づいて農事組合法人を介して所有権を移転する方法もありますが、この土地の耕作者は担い手ではありませんが、法人ではありませんので、基盤強化法の対象にはなりません。

議 長 いろいろご意見いただきましたが、農業は年齢ではなく意欲であり、作業受託で秋起こしもされております。許可することによろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長 日程3 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について、を議題とします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第6号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇氏が、会社の従業員及び関連会社の社員用駐車場として、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を賃借により転用し、駐車場とするものであります。この申請地は、平成26年議案第35号で〇〇〇氏が〇〇氏の農地を取得するまでに使用していた場所でありまして、追認案件となります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案第6号資料説明)
平成26年議案第35号は〇〇〇氏個人の転用でございましたし、今回は会社としての転用申請でございます。
35号で転用しました駐車場は〇月〇日から使用を開始しておりますが、〇〇〇〇横のアパート地程のスペースが確保できず、駐車場が不足しているとのことです。
この申請の許可基準につきましては、第3種農地の要件であるおおむね300m以内に町役場が存する公共的施設の整備の範囲に該当し、申請地から約110mの所におおい町役場がありますので、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に

つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員 はい、議長

小川委員 本案の現地につきましても、20日の午前中、渡辺委員と現地を確認してまいりました。

申請地は、12月の委員会で事務局が申しましたとおり、既に雑種地でございました。

この辺一帯は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の建設工事の〇〇のため埋立てられ、その後徐々にスーパーや住宅が建てられ、農地として活用されることなく現在に至っていると、事務局より聞いております。

貸人は〇〇〇〇でありまして、農地法が遵守されず違反転用となったことは遺憾ではありますが、貸人より始末書が提出されております。

今後、申請地一体が農地として復元されることは見込めず、今回の申請はやむを得ないと判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第6号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 日程4 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長

議案第7号は、先月の第2回農業委員会議案第2号で審議いただきしたおおい町〇〇の〇〇氏の農地でございますが、県小浜土木事務所の「急傾斜地崩壊対策工事」のため請負者の〇〇〇〇〇〇〇〇が建設工事用地として賃

借により一時転用するものでございます。

それでは、詳細について、書記の竹浦に説明させます。

書 記

はい、議長

(議案第7号資料説明)

先月の委員会でもご報告しましたとおり、申請地は一時転用として鉄板で養生し、〇〇〇〇の仮事務所と駐車場となっております。使用期間は〇月〇日までとなっております。

この申請の許可基準につきましては、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しまして、申請地と同じ敷地に県の工事用道路があり、工事にも利便性が良く代替地もないことから、許可できるものと判断されます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員

はい、議長

小川委員

本案の現地につきましても、20日の午前中、渡辺委員と現地を確認してまいりました。

申請地は、先月の委員会で事務局がお配りした写真資料のとおりでございましたし、工事終了後には〇〇氏の住宅が建設されますので、問題ないと判断いたしました。

また、貸人には事務局より、県の工事であっても、転用許可が必要であることを指導し、始末書も受理しているとのことです。

議 長

事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第7号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を

付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程5 議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第8号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長

(議案朗読)

16ページをご覧ください。

いずれも始期は、平成27年4月1日からです。

今回は、一般的に委員会で審議いただく利用権設定と企業等法人が利用権設定を行って農業に参入しようとする場合に設定する利用権、いわゆる解除条件付き利用権設定に分かれます。おおい町で2例目の一般法人の農業参入となります。

先例としては、おおい町の特産品である梅の生産、加工グループとして活動されていた「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」がその人的なつながりを基本とした企業組合として平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇「〇〇〇〇」が設立され、〇〇の梅園を賃借するケースがありました。

近隣においては、〇〇市に2例あり、〇〇〇〇〇〇(株)が「〇〇〇〇〇」栽培のため農地の借り入れと(株)〇〇〇〇〇〇〇〇が道の駅〇〇の近くの農地を借り入れ観光農園として経営するための企業等による農業参入の例があります。

法人設立の趣旨は、全国でも珍しい海が望める観光農園としての優位性が見込める〇〇区〇〇地係にブドウハウスと柑橘ハウスにモモ、スモモの露地栽培を含めた観光農園を経営することで、新たな観光資源として加えることにより、地域の活性化につなげたいとの思いから、株式を公開しないことを条件に株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が設立されました。

農地法の改正後、法人であれば全国どこでも参入が認められ、賃借であることと賃借契約書に適正に農地を利用していないときは契約を解除する「解除条件付き」利用権設定であること。集落における農道、水路等の維持活動への参画など、地域との合意形成がなされていること。そして、役員の名以上がマーケティング等経営や企画に関する業

からの転換の先進事例としてとらえることで、やむを得ないものと感じました。

これで報告に代えさせていただきます。

議長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議長 日程6 議案第9号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。この案件は、おおい町長から意見を求められたものであります。それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第9号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇さんが同じく〇〇の〇〇〇〇〇〇さん所有の農地を取得し、自己所有の〇〇を建設する計画と、おおい町〇〇〇の〇〇〇さんが、〇〇市在住の〇〇〇〇さんの農地を取得し、これを転用し、自己所有の住宅を建設する計画につき、農振農用地区域から除外することの是非について、おおい町長が、農業委員会の意見を求めるものであります。詳細については、事務局次長の奥に説明させます。

次長 はい、議長
(事務局、議案資料説明)
〇〇区の〇〇さんの車庫建設については、自己所有の住宅地内に車庫を建設できる余裕がなく、玄関付近に青空駐車している現状から、以前から住宅地近くに車庫を建設できる土地を探していたところ、県道改修工事により〇〇〇氏の農地が分断され、三方を道路に囲まれる農地が道路を挟んだ向かい側に残った形となったことから、望んでいた車庫スペースに見合った広さであり、所有者からの内諾が得られることが確実となったことから、農用地利用計画の変更を行うものであります。

申請地は、団体営圃場整備により整備のされたほ場であり第1種農地に該当しますが、第1種農地の例外規定であります、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、生活に欠くことのできない乗り物となった自家用車の車庫であり、その規模要件も妥当であると判断します。

〇〇〇の〇〇〇さんの農家住宅建設につきましては、申請人本人は、現在、農業には携わっておりませんが、実家の農地につきましては、長男に替わり、本人が経営することから、家族3人の生活する住居として木造2階建て住宅、建築面積：126㎡と農舎36.5㎡と青空駐車スペース約90㎡の農家住宅を建設することを目的に、農用地利用計画の変更を行うものであります。

申請地は、県営圃場整備により整備のされたほ場であり第1種農地に該当しますが、第1種農地の例外規定であります、「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、農家住宅建設の面積要件1,000㎡以下であることから、その規模要件も妥当であると判断します。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員 　　はい、議長

小川委員 　　本案の現地につきましては、20日の午前中、渡辺委員と私と事務局2名同行のもと現地を確認してまいりました。

〇〇区の車庫建設については、県道小浜綾部線のバイパス化工事により、従前に圃場整備された農地であることが伺い知れないような変わりようで、集落および農地の端部にあり、公道に挟まれた不整形な農地のため、家庭菜園程度に利用するのがやっとなような現状でした。この際、転用されることになっても、営農上の不利益はないものと判断しました。

次に、〇〇〇の農地につきましても、所有者が〇〇市に移住され、少し前までは、農地を貸すことにより維持されていたようですが、最近は、中途半端な広さと、水利に恵まれないことから、借り手もなく、除草作業賃を払って耕作放棄地化を避けることが精一杯の状況であるとお聞きしまして、なるほどと感じたところであります。圃場整備された貴重な農地ではあり、有効利用が望まれるところでは

ありますが、若者の定住と農業後継者として就農も期待できることを鑑み、今回の転用は止むを得ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

田中委員 ○○○の○さんは農機具を所有していたか。

次 長 将来的に所有するとのことですか。

議 長 何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第9号 大飯農業振興地域整備計画の変更については特段の意見無しとして回答することにします。

議 長 それでは、日程7 報告第3号 農地の賃借料情報について、を議題といたします。

中嶋農政委員長 はい、議長

中嶋農政委員長 本会議開催前、午後2時より、農政・農振・改良専門委員会を開催いたしました。

農地の賃借料情報について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので朗読させていただきます。

(賃借料情報読み上げ)

議 長 ただ今、中嶋農政委員長から報告がありましたが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「農地の賃借料情報について」をおおい町農業委員会名で公表することにいたします。公表の方

法は、町のホームページによることといたします。

議長 それでは、報告第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

中嶋農政委員長 はい、議長

中嶋農政委員長 同じく、本会議開催前、午後2時より、農政・農振・改良専門委員会を開催いたしました。

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より詳細説明を受け、協議しました結果、別紙にまとめましたので、その内容を、かいつまんで報告させていただきます。

47ページ以降をご覧ください。

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」48ページ中、処理期間がございますが、標準処理期間の目標であります20日程度で処理できております。

49ページの農業法人からの報告につきましては、農事組合法人〇〇〇〇と合同会社〇〇〇〇から報告があり、いずれも農業収入割合が100%の農業法人です。

同じく49ページの情報提供等につきましても、賃借料情報等につき情報提供できました。

51ページの法令事務ですが、遊休農地が、昨年の32.9㌃から36.6㌃と3.7ヘクタール増えております。原因は、従来からその傾向が見られた予備軍が悪化したことが多く見受けられました。

53ページの促進等事務につきましては、認定農業者等担い手の育成及び確保についての評価項目となりますが、今年度、〇〇〇〇・〇〇さんが共同申請で認定農業者として認定されました。

54ページ担い手への農地集積につきましても、「認定農業者」や「集落営農組織」、人・農地プランにある「中心となる経営体」に積極的に集積されることを期待します。

次に、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ですが、

56ページの法令事務につきましては、遊休農地の解消に向けた活動計画等が示されており、前年度3.7ヘクタール増えたことから、最低限の3ヘクタールを解消する目標を掲げましたので、

農家への指導 と集落での話し合いが重要となつてまいります。

57ページの促進等事務につきましては、まずは、認定農業者への登用を積極的に行うと共に、集落営農組織の安定化の必要から、法人化への支援も重要になってくると感じております。

58ページの担い手への農地の利用集積の促進についても、農地中間管理機構の積極的な利用により、一部には、畦畔ブロックの除去や畦畔除去による整地工事による大区画化への補助制度を活用して経営の効率化を図り、所得を向上していく取り組みも必要であると考えます。

以上、26年度の活動の点検評価並びに、平成27年度の目標と活動計画について報告させていただきましたが、この原案につきましては、公表から1ヶ月間縦覧し、広く、農業者一般から意見を求め、その意見を反映した後、最終の報告となるものでありますので、併せて、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。

議長 長 ただ今、中嶋農政委員長から報告がありました。この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 長 ご異議がないようでございますので、農政委員会から報告のありました「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を県に報告するとともに、おおい町ホームページに公表し、意見を求めることといたします。

議長 長 それでは、報告第5号 農地変換届についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 農地変換届の扱いにつきましては、去年の春先から、町内において農地の畑地転換と称して、水田の埋め立て行為が目立つようになってきました。地目が「田」から「畑」

の替わるだけで、農地法上の転用に該当せず、かつ、届出書1枚であったことから、その手続きに不透明さがあるとして、先進地である〇〇市の例を参考に、農地専門委員会で原案を作成いただき、平成26年9月の委員会をもって指導要領が制定され、今回初めての審査になりますので、その内容と手続きについて確認いただくこととなります。

詳細につきましては、次長の奥から説明させます。

次 長 (議案朗読)

以上、報告第5号 農地変換届の報告とさせていただきます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員 はい、議長

小川委員 本案の現地につきましても、20日の午前中確認してまいりました。

現地は、大区画に整備された区画の一部にあたり、下流の〇さんとの筆界は畦畔で仕切られており確認できましたが、上流の〇〇さんとの筆界は確認できませんでした。逆に、残地としては、長方形の営農しやすい区画として残るメリットはあると感じました。

営農経験はないものの、〇〇〇地域の唯一のスーパーマーケットとして繁盛しており、仕出しもするなど多角的な経営を進める中であって、野菜を自ら作付し、新鮮野菜の販売から加工に取り組みられることは、新しい営農スタイルとして見ていきたいと感じました。

〇〇地区の圃場整備は大区画圃場整備で実施されており、大きな区画の連続性の中で、圃場の分断要素はありますが、今回は、ちょうど、耕作者が異なることから、経営規模拡大の影響はないものと感じました。

議 長 事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議 長 それでは、報告第6号 同じく農地変換届についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

次 長 (議案朗読)

以上、報告第6号 農地変換届事業計画の報告とさせ

ていただきます。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員 　　はい、議長

小川委員 　　本案の現地につきましても、20日の午前中確認してまいりました。

　　現地は、佐分利川公園の上流域に位置する3反規模区画に整備されたほ場が連担する圃場になります。

　　水田利用でも十分活用できる場所であると感じましたが、農地利用集積の理由でもあったように、所有者の耕作継続に不安が大きかったことから、法人経営に任せることにより不安が解消される面と、法人の行う観光農園のお土産用などのストックヤードとして利用価値があるなどのニーズが合わさった結果であると感じました。

　　実施に当たっては、ダンプの出入りが頻繁になり、通学路に近いことから交通安全と地域の理解を深める努力をしていただくことをお伝えする必要があると感じましたことを申し述べて、以上報告とさせていただきます。

議 長 　　事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

猿橋委員 　　バックヤードという事は、〇〇との関係は

次 長 　　〇〇でぶどう、柑橘、びわの予定ですが、お土産用まで対応できないので、〇〇〇で作ったものを〇〇まで持って行き、対応します。

議 長 　　他にご意見などございませんか。
　　それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 　　それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

書 記 　　県の農業委員会現地確認の案件で、第2回農業委員会では審議いただきました、〇〇〇〇の株式会社〇〇の転用案件について、ご報告いたします。

　　今月20日に県の農業委員会がございまして、問題なく通りまして、転用許可ができました。

ただ、現地確認の際に指摘がございまして、砂利が入った時点で農地ではない。事前着工ではないか。との指摘を受けました。先日の県の農業委員会で、〇〇〇市で不許可となり農地への復元命令が出たそうですが、おおい町では問題ありませんでした。

また、後日、農業会議から指摘があり、田んぼから畑への農地変換で畑となったのなら、一度は畑として作るよう、委員会とし指導をしてもらうよう。とのことでした。以上です。

議 長 それではこれで、平成27年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。